

大月駅周辺市街地の活性化イベント「軽トラ市」における国道占用について

甲府河川国道事務所 大月出張所 管理第一係長 喜田 慎一

1. 軽トラ市の経緯

平成19年度から平成23年度に大月駅周辺整備事業が実施され、この整備計画の中で「賑わいづくり社会実験実行委員会」を設置し、5事業の実験が決定されました。この5事業の中の1事業として国道20号を利用した「軽トラ市」が企画され、出張所と調整の上、平成22年度に開催されました。これにより駅前や周辺商店街への来訪者が増加し、平成30年度まで8回継続開催されています。

2. 道路管理者としての占用許可判断

2. 1 許可基準

本件の占用形態は、軽トラックを模擬店として道路上に並べ、要所に机や椅子を使った休憩スペースを設けたものであり、他にも案内看板や宣伝用ののぼり旗が設置されています。通常見られる店舗等の案内看板やライフラインによる占用とは大きく異なりますが、路上イベント等に係る道路の利用に対して、地域の活性化等の観点から、道路占用許可の弾力化等が求められており、平成16年度には「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取り扱いについて（国道利第28号）」が発出されています。また、同時に「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン」が策定されています。こうした措置を踏まえ、路上占用において地域活性化のための公共的要素があれば積極的に支援、推進することとし、軽トラ市においても道路占用許可において、弾力的な運用を図っています。



写真① 軽トラ市会場の様子



写真② 国交省パネル展示の様子

2. 2 大月バイパス事業との関連

許可をするための審査の一端として、占用場所が道路の構造又は道路交通に著しい支障を及ぼすことがなく、また十分な歩行空間が確保された場所でなければならないとされています。これについて、平成19年10月に一部開通された大月バイパスがイベント会場のすぐ隣を通っており、これを活用することにより迂回路を確保し、道路交通上の問題をクリアしたことにより、イベント実施に多大な貢献をしています。



図① 軽トラ市概要図

2. 3 軽トラ市開催の目的

路上イベントが実施された場合に、公共物である道路が排他的な運用をされることとなり、制約無く許可を出すことがなじまないため、道路の活用にあたっては、公共的な要素等も判断基準としています。

本イベントについては占用主体が地方公共団体を含む実行委員会形式であり、また、開催目的が単なる集客事業ではなく、市の施策の一環であることも許可要因のひとつとなっています。

3. 開催結果

平成30年度に実施された軽トラ市の来街者数は約9,000人で、途中から雨天ということもあり振るわない部分もありましたが、晴天の年では概ね15,000人程度の実績があり、地域の代表的なイベントの一つとして認知度が上がってきています。参加団体も毎年増加していて、軽トラだけでは無く、県や市等が道路上のお店を間借りしてイベントを実施する等、年々活発化しています。

4. 軽トラ市をとおして

本来、道路は一般交通道路として使用されるものですが、近年では地域活性化等の観点からイベントの場として注目されています。本イベント開催地である大月市では、他にも道路を利用した大規模なお祭りも行われており、このようなイベントを通して道路が地域により身近になってもらえれば、より良い道路管理にもつながっていくと思います。